

用語解説

1 会計の区分に関する用語解説

①一般会計等

【一般会計等】とは、地方自治体が設置する会計のうち、一般会計と次の「②公営企業会計等」にも属さない特別会計の総称であり、「普通会計」に相当するものです。

○一般会計

【一般会計】とは、福祉・教育・土木・衛生などの地方自治体の基本的な施策を行うための会計であり主な収入には、町税・地方交付税・国庫支出金等があります。

○普通会計

【普通会計】とは、一般会計、特別会計などで処理する事業の範囲が、地方自治体ごとに異なっているため、地方自治体間の比較ができるよう、統一的な基準により定められた、統計上の会計区分です。斜里町では、「一般会計」及び「国立公園内森林保全事業特別会計」が普通会計の対象となっています。

②公営企業会計等

【公営企業会計等】とは、地方自治体が設置する会計のうち、事業の実施に伴う収入をもって当該事業に要する費用を賄う特別会計と病院会計・水道会計などの公営企業会計をいいます。

○特別会計

【特別会計】とは、特定の事業を行う場合、その他特定の歳入を持って特定の歳出に充て、一般会計の歳入歳出と区分して設置した会計です。斜里町には、国民健康保険事業特別会計など全部で6つの特別会計があります。（平成19年度までは5会計となります。）

○公営企業会計

【公営企業会計】とは、民間企業と同じ考え方に基づいて会計処理するもので、斜里町では、「地方公営企業法」という法律に従って経理を行っている、病院事業・水道事業の2事業が該当します。

なお、公共下水道事業会計は、一般会計と同様の経理を行い「地方公営企業法」に従って経理を行っていないため、「特別会計」としてはいますが、健全化判断比率・資金不足比率の算定においては、公営企業会計という扱いをします。

○法適用・法非適用

【法適用企業】とは、地方公営企業法の全部又は財務既定を適用し、経理事務を企業会計方式で行っている事業（病院事業・水道事業）をいいます。

【法非適用企業】とは、地方公営企業法を適用していない事業（公共下水道事業）で、経理事務を一般会計と同様の方式で行っている事業をいいます。

2 普通会計及び特別会計に関する用語解説

○形式収支

【形式収支】とは、各会計年度における歳入総額から歳出総額を単純に差し引いた額をいいます。

○実質収支

【実質収支】とは、歳入決算額から歳出決算額を単順に差し引いた額（形式収支）から、翌年度への繰越財源（継続費の通次繰越、繰越明許費繰越等に伴い翌年度へ繰り越すべき財源）を差し引いたものをいいます。これには過去からの収支の赤字・黒字要素が含まれています。

3 公営企業会計に関する用語解説

○資金不足・資金剰余額

【資金不足額】とは、流動負債の額が流動資産の額を超える場合、その超えた額のこと（地方公営企業法を適用している公営企業（法適用）の経理用語です。）をいいます。

また、流動資産の額が流動負債の額を超える場合、その超えた額のことを【資金剰余額】といいます。

4 財政指標に関する用語解説

○実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等（斜里町の場合、一般会計と国立公園内森林保全事業特別会計となります。）の実質収支額の合計が赤字となった場合、町税等の財源の規模（標準財政規模）に対する赤字額の割合を指標化し、財政運営の深刻度を示します。

○連結実質赤字比率

すべての会計の赤字と黒字を合算して、その団体としての全体の資金の不足の程度を把握するため、一般会計、特別会計の実質収支額、公営企業会計の資金剰余（不足）額の赤字と黒字を合算して、赤字となった場合、町税等の財源の規模（標準財政規模）に対する赤字額の割合を指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示します。

○実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金および準元利償還金を含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く）の町税等の財源の規模（標準財政規模）に対する割合の3カ年度平均値を指標化し、資金繰りの危険度を示します。

○将来負担比率

地方公共団体の一般会計の借入金（町債）や将来支払っていく可能性のある負担等、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の町税等の財源の規模（標準財政規模）に対する割合を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示します。

○財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、普通交付税の算定に用いられる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得られた数値の過去3年間の平均値です。

財政力指数が大きい団体ほど、財政力が強いと考えられます。

○経常収支比率

地方税、普通交付税のように使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合をいいます。

○資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の財政規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示します。

○早期健全化基準

健全化判断比率（4つの指標）のうち、いずれかが早期健全化基準を超えた場合は、財政健全化計画を策定し、自主的な改善努力による財政の健全化を図る必要があります。（平成20年度決算から適用）

○財政再生基準

健全化判断比率（3つの指標）のうちいずれかが財政再生基準を超えた場合は、財政再生計画を策定します。この計画は総務大臣の同意が必要となり、財政運営が計画に適合しないと認められる場合等については、予算の変更等が勧告されます。（平成20年度決算から適用）

○経営健全化基準

早期健全化基準に相当するもので、各公営企業会計の資金不足比率が経営健全化基準を超えた場合は、経営健全化計画の策定が義務づけられます。（平成20年度決算から適用）